２　信用協同組合等は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、信用協同組合等の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

（信用協同組合等の特定関係者）

第五十七条　［略］

２　［略］

３　特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特別目的会社又は事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項及び第百九条の二十六第三項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

（臨時休業の届出等）

第六十七条　［略］

２　銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五　略］

六　当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等（法第六条の四に規定する信用組合等をいう。）を含む。）において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い信用協同組合等の業務の全部又は一部を休止する場合

［３～５　略］

（信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項）

第七十八条　［略］

２　前項の規定にかかわらず、法第六条の四に規定する信用組合等が銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

３　［略］

（信用協同組合代理業の業務の内容及び方法）

第七十九条　［略］

２　前項第三号に規定する信用協同組合代理業の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他信用協同組合代理業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

［一・二　略］

三　兼業業務（信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付随する業務以外の業務をいう。第百九条の二十一を除き、以下同じ。）を行う場合　信用協同組合代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

［項を加える。］

（信用協同組合等の特定関係者）

第五十七条　［同上］

２　［同上］

３　特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特別目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

（臨時休業の届出等）

第六十七条　［同上］

２　［同上］

［一～五　同上］

六　当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等（法第六条の四に規定する信用組合等をいう。）を含む。）において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い信用協同組合等の業務の全部又は一部を休止する場合

［３～５　同上］

（信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項）

第七十八条　［同上］

２　前項の規定にかかわらず、法第六条の四に規定する信用組合等が銀行法第五十二条の六十一第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

３　［同上］

（信用協同組合代理業の業務の内容及び方法）

第七十九条　［同上］

２　［同上］

［一・二　同上］

三　兼業業務（信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。）を行う場合　信用協同組合代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制